

新 (R4.10.15 適用版)

※変更箇所のみ抜粋

建築関係工事監理業務委託共通仕様書 (令和4年10月版)

第1章 総則

1.1 適用

1. 建築関係工事監理業務委託共通仕様書 (以下「工事監理仕様書」という。) は、福島県土木部が所掌する建築関係工事に係る工事監理 (建築物工事、電気設備工事、機械設備工事のそれぞれの工事監理をいう。) の業務 (以下「工事監理業務」という。) 委託に適用する。
2. 工事監理仕様書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を規定するものとする。ただし、工事監理仕様書の間に関連がある場合、工事監理仕様書の優先順位は、次の(1)から(4)の順序のとおりとする。

- (1) 質問回答書
- (2) 現場説明書
- (3) 特記仕様書
- (4) 共通仕様書

1.2 用語の定義

工事監理仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

第3章 業務の実施

3.25 ウィークリースタンスの推進

受発注者は、ウィークリースタンスの推進に努める。ウィークリースタンスとは、受発注者協力のもと建築関係工事監理業務共通仕様書と計画的に業務を履行することで、品質確保に努めるとともに、働き方改革を推進することを目的とするものである。

(取組内容)

(1) 打合せ時間の配慮

昼休みや午後4時以降の打合せは行わない。

(2) 資料作成の配慮

- ① 休日明け日 (月曜日等) を依頼の期限日としない。
- ② 休日前 (金曜日等) に新たな依頼をしない。
- ③ 定時間際や定時後に依頼をしない。
- ④ 作業内容に見合った作業期間を確保する。

(3) その他

- ① 水曜日、金曜日は定時の帰宅を心がける。
- ② 工程に影響する条件等を、事前に受発注者間で確認・共有する。
- ③ 受発注者間で全体の業務工程の確認・共有を行い、作業工程の把握に努める。

(4) 災害発生時等の緊急的な対応については、取り組みの対象外とし、受発注者双方で作業内容や提出期限等を確認し、合意を図る。

現 行

※変更箇所のみ抜粋

建築関係工事監理業務委託共通仕様書 (令和3年10月版)

第1章 総則

1.1 適用

1. 建築関係工事監理業務委託共通仕様書 (以下「共通仕様書」という。) は、福島県土木部が所掌する建築関係工事に係る工事監理 (建築物工事、電気設備工事、機械設備工事のそれぞれの工事監理をいう。) の業務 (以下「工事監理業務」という。) 委託に適用する。
2. 工事監理仕様書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を規定するものとする。ただし、工事監理仕様書の間に関連がある場合、工事監理仕様書の優先順位は、次の(1)から(3)の順序のとおりとする。

- (1) 現場説明書及び質問回答書
- (2) 特記仕様書
- (3) 共通仕様書

1.2 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

第3章 業務の実施